

## 浜松市道路工事承認基準

### 1 法敷の埋立工事に関する基準

(1) 一般的な埋立工事は、次のとおりとする。

イ 法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うように施行させ、当該法敷の末端に排水施設を設けるものとする。

ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に規格のU型側溝を設けさせるものとする。ただし、既設側溝を存置する事が不適切な場合は、既設側溝を取り除き、現道の横断勾配に合うよう舗装するものとする。(標準図-1・2)

なお、地形の状況その他事情によりやむを得ず規格のU型側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線に沿い民地敷地側に縁石を設けさせ、縁石と既設側溝の間を原則的に舗装するものとする。(標準図-3)

ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けるものとする。(標準図-4)

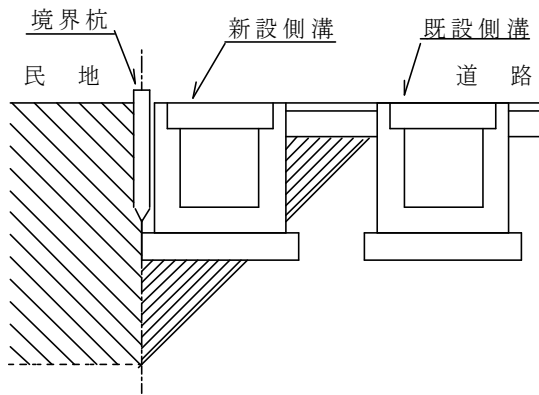
ニ 側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地の境界線に沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けるものとする。(標準図-5)

ホ 民地への出入口以外の箇所は、民地側に柵又は縁石等を設けるものとする。ただし地形上又は民地内の施設により車両の出入りができない構造となっている場合は、この限りでない。

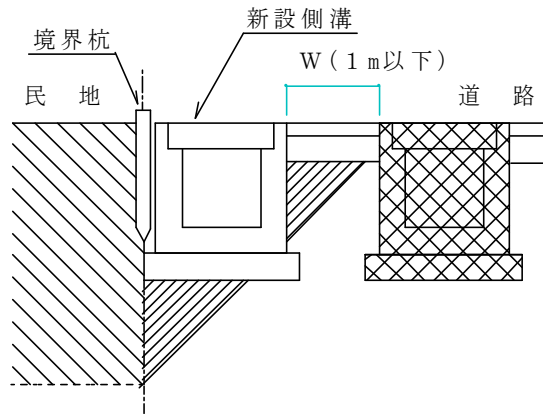
ヘ 地形上埋立箇所に側溝の流末処理施設がない場合には、道路敷地と民地の境界線沿いの民地側へ縁石等の施設を設置し官民境界を明確にした上、路面排水を支障のないようにすること。

ト 埋立箇所には、境界杭等を設置するものとする。

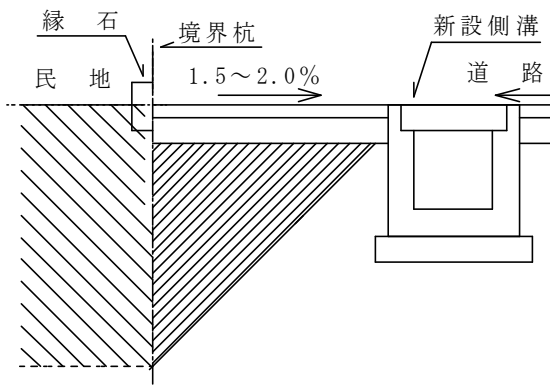
(標準図 - 1)



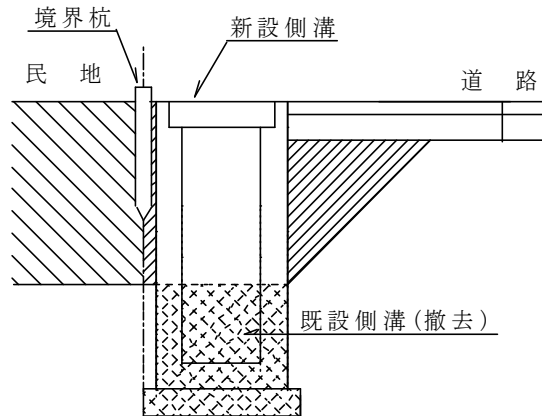
(標準図 - 2)



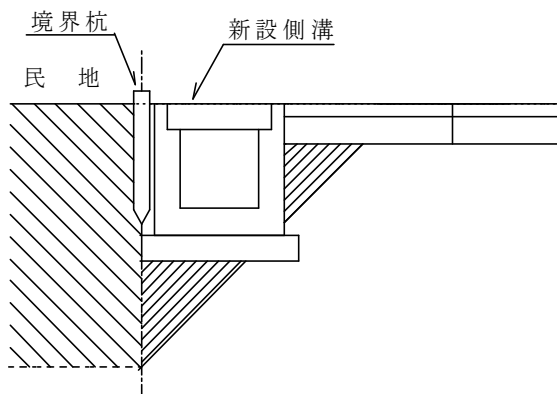
(標準図 - 3)



(標準図 - 4)



(標準図 - 5)



(2) 路面より高く民地を埋立てる場合は、次のとおりとする。

イ 法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うように施行し、当該法敷の末端に土留め施設を設けるものとする。

ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に規格のU型側溝を設けるものとする。ただし、既存側溝を存置する事が不適切の場合は、既設側溝を取り除き、現道の横断勾配に合うよう舗装するものとする。(標準図-1・2)

なお、地形の状況その他の事情によりやむを得ず規格のU型側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線に沿い民地敷地側に縁石を設け、縁石と既設側溝の間を原則的に舗装するものとする。(標準図-3)

ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けるものとする。(標準図-4)

ニ 側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地の境界線に沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けるものとする。(標準図-5)

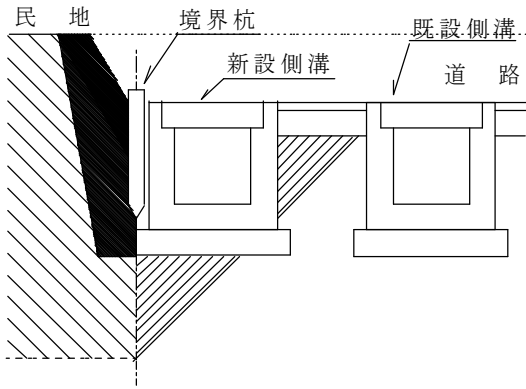
ホ 道路敷地に隣接する部分の埋立ては、土砂の流失を防ぐため側溝の外壁に沿い民地側へ幅0.3m以上の範囲を現道の横断勾配に合うように施行するものとする。

ただし、土砂流失防止の構造物を設ける場合には、この限りでない。(標準図-6)

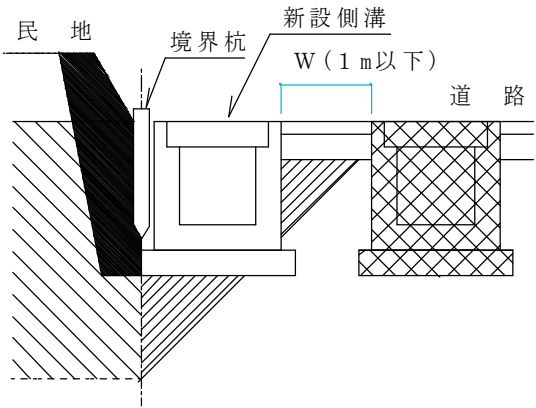
ヘ 地形上埋立箇所に側溝の流末処理施設がない場合には、道路敷地と民地の境界線沿いの民地側へ縁石等の施設を設置し官民境界を明確にした上、路面排水を支障のないようにすること。

ト 埋立箇所には、境界杭等を設置するものとする。

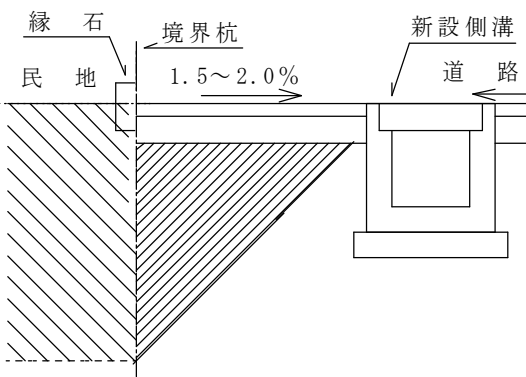
(標準図-1)



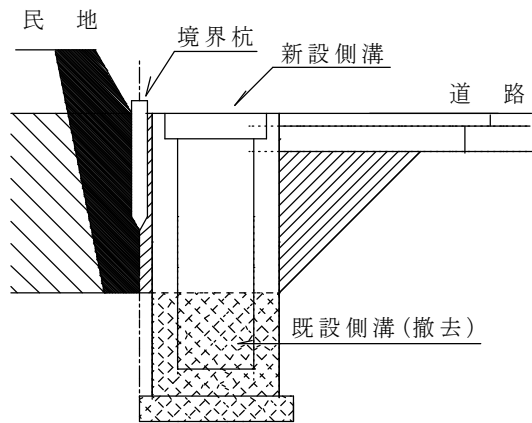
(標準図-2)



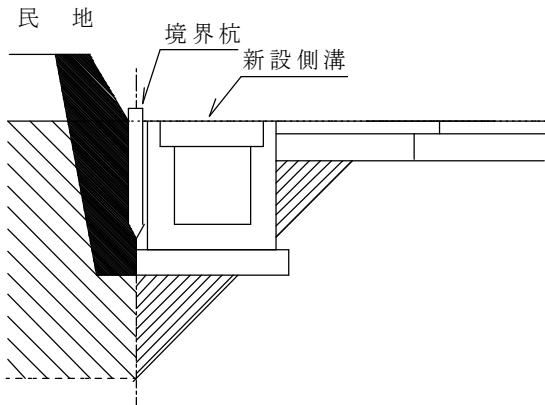
(標準図-3)



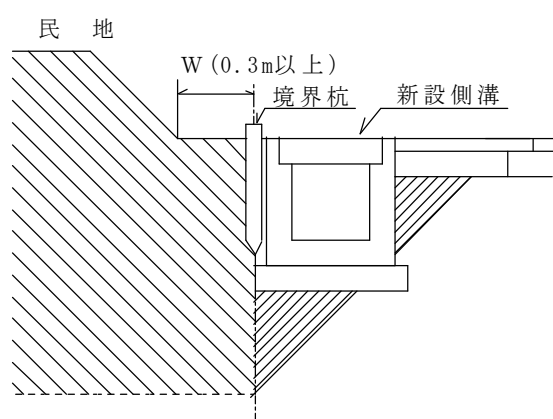
(標準図-4)



(標準図-5)



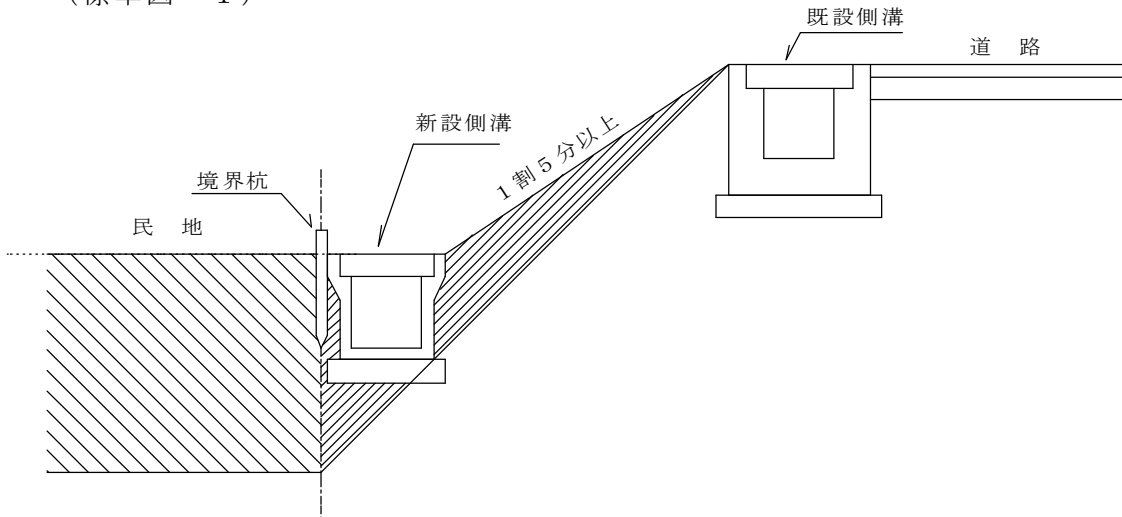
(標準図-6)



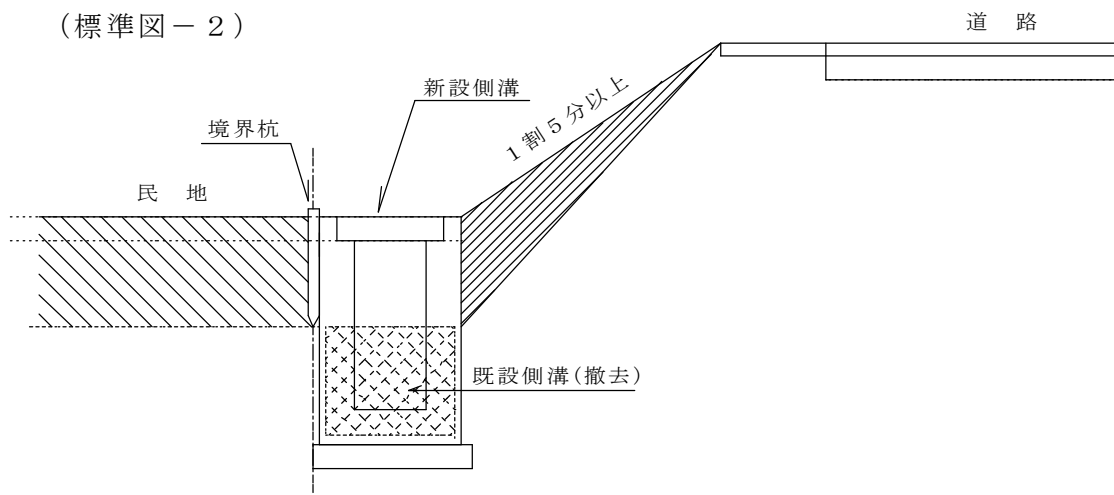
(3) 路面より低く民地を埋立てる場合は、次のとおりとする。

- イ 法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として芝張りとし、必要に応じてコンクリート張り等とし、1割5分以上の横断勾配で施行し、当該法敷の末端に土留め施設を設けるものとする。
- ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界に沿い道路敷地側に原則として規格の側溝を設けるものとする。(標準図-1)
- ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けるものとする。(標準図-2)
- ニ 側溝がない箇所の埋立は、道路敷地と民地の境界線に沿い道路敷地側に原則として規格の側溝を設けるものとする。(標準図-3)
- ホ 地形上埋立箇所に側溝の流末処理施設がない場合には、道路敷地と民地の境界線沿いの民地側へ縁石等の施設を設置し官民境界を明確にした上、路面排水を支障のないようにすること。
- ヘ 埋立箇所には、境界杭等を設置するものとする。

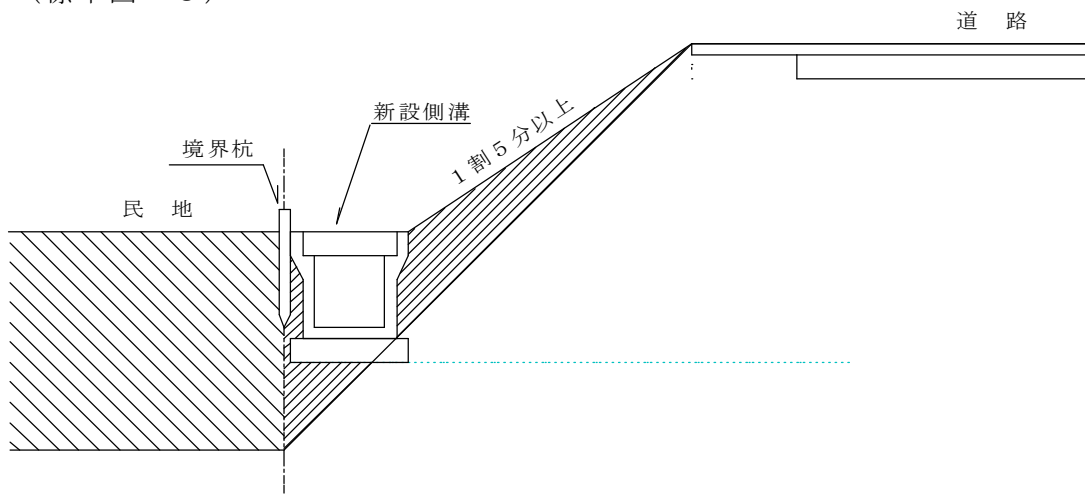
(標準図-1)



(標準図-2)



(標準図-3)



## 2 法敷の切取工事に関する基準

(1) 法敷の切取りは、切り取られた跡地と残存される法面とが管理上支障なく処理出来るもののみ認めるものとする。(標準図-1)

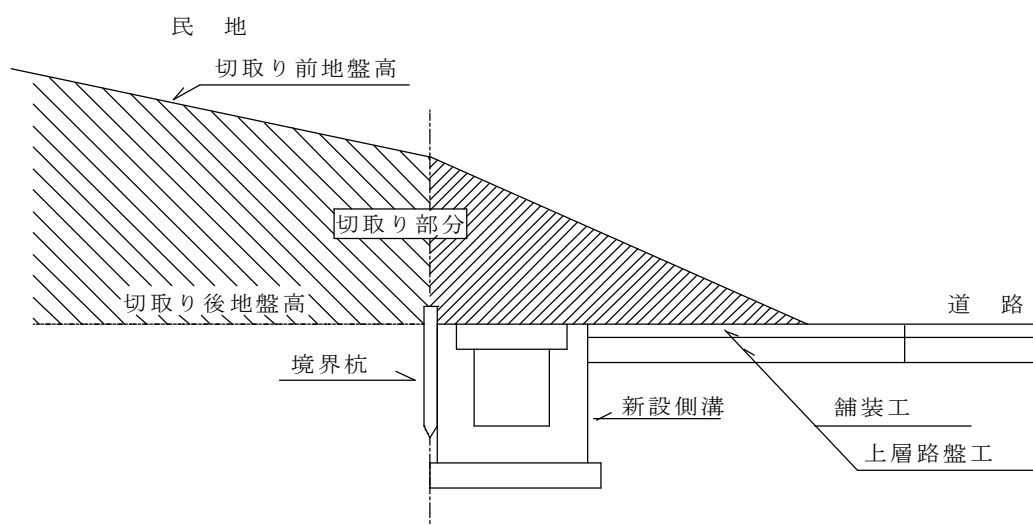
イ 出入口以外を道路植栽で処理する場合は、植栽箇所を縁石等で区分するものとし、樹種等は管理所管課と協議の上決定する。

ロ 管理上切取箇所を舗装する場合には、現道の横断勾配に合わせ所定の舗装厚で施行するものとする。

ハ 上記イ、ロ以外のほか「法敷の埋立工事に関する基準」を準用して施行するものとする。

(2) 法敷の切取りによる土砂等の処分方法は、その都度指示するものとする。

(標準図-1)



### 3-1 側溝の新設工事に関する基準

道路法（昭和27年法律第180号。）第24条により市が管理する道路上に道路側溝を設置する場合には、次の基準によるものとする。

なお、完成した構造物は無償、無条件で浜松市に帰属するものとする。

#### (1) 設置位置の確定

イ 側溝を設置する位置は、原則的に道路敷地と民地の境界線に沿い道路敷地に設置する。

ロ 道路境界が不確定の場合は事前に境界の確定を行うこと。

ハ 民地を分筆し無償、無条件で道路に帰属して側溝を設置する場合には、寄付申込書及び用地求積図を添付すること。

#### (2) 流末排水先の確認

イ 流末が道路側溝の場合には、既存の側溝の大きさ、道路及び底面部の高さが設置する側溝と整合が取れているか確認出来る資料を提出するものとする。

ロ 流末が排水路の場合は、あらかじめ水路管理者の了解を得るものとする。

ハ 流末が民地を経て側溝及び排水路と結ばれる場合には、この箇所も官地として用地帰属を受けるものとする。（状況により帰属先が異なる。）

ニ やむを得ず民が管理する側溝等に流す場合には、管理者の同意書を添付すること。

#### (3) 側溝を設置する高さ

イ 原則として既存の道路に合わせるものとし、舗装道路にあっては1.5%~2%、砂利道にあっては5%の横断勾配で取り付けるものとする。やむを得ず既存の道路高さを変更する場合には、道路管理者の承認及び関係者の了解を得ること。

ロ 排水勾配は原則として500分の1以上を確保するものとする。

#### (4) 側溝構造

イ 側溝断面は原則として300mm×300mm以上とするが、流末部の側溝形状等により250mm×250mmを最小断面とする。

ロ 底勾配の必要な場合等は自由勾配側溝（2種）及び現場打側溝とし、大型車両の出入り口箇所は、横断側溝に準ずる構造とする。

ハ 横断部については、基準に準じた横断側溝及び暗渠とする。

ニ L型側溝を設置する場合は、原則として20mに1箇所の集水枡を設けること。

#### (5) 溝蓋設置

イ 側溝新設には原則的に溝蓋を設置するものとし、溝蓋を設置する場合には、歩道部以外は3種蓋（T-25）とし、10mに1箇所グレーチング（T-25、細目、防音、滑り止め）を設置するものとする。

ロ 歩道部においても乗入箇所は上記イに準じるものとする。

ハ 横断側溝箇所でグレーチングを使用する場合には、ボルト固定式（T-25、細目、

滑り止め) とする。

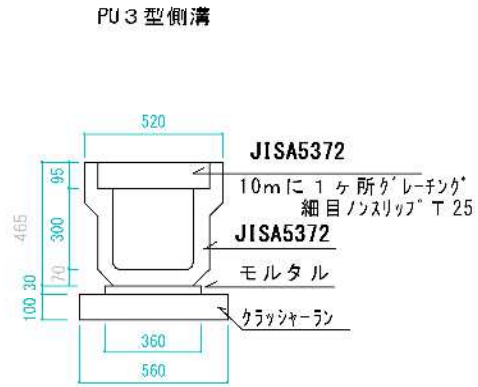
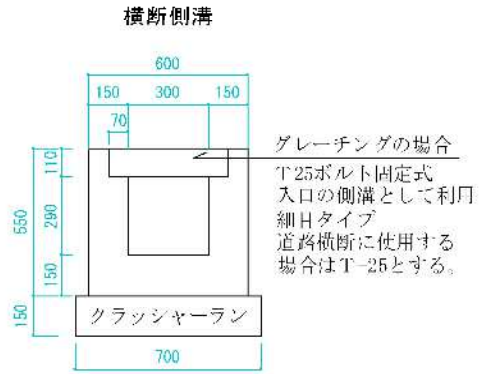
二 集水柵蓋は原則的に110°開口のグレーチング (T-25、細目、滑り止め) とする。

(6) 舗装復旧

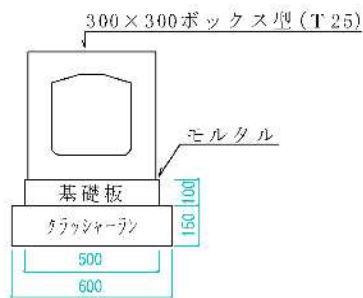
イ 舗装道路を掘削して側溝を設置する場合には、掘削線をアスファルトカッターで切断後掘削を行い、切断線から舗装影響幅(路盤厚+10 cm)をアスファルトカッターで切断し、舗装するものとする。また、切断線から舗装の絶縁線までの距離が、1.2m以下の場合には舗装の絶縁線まで舗装するものとする。

ロ 舗装構造については「浜松市道及び法定外道路の道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準」及び「浜松市国道及び県道の道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準」に準拠するものとする。

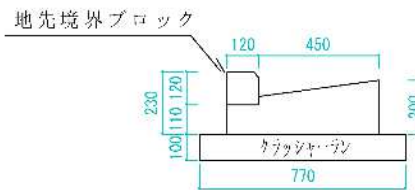
(参考図)



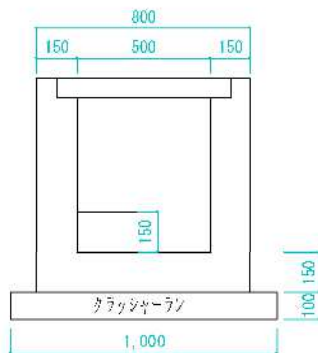
**横断暗渠**



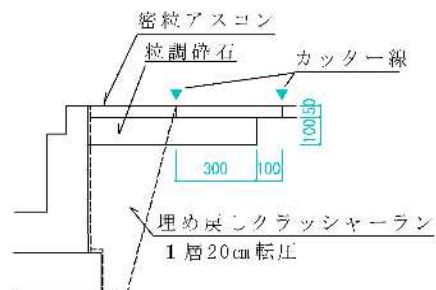
**下水タイプL型側溝**



**集水柵**

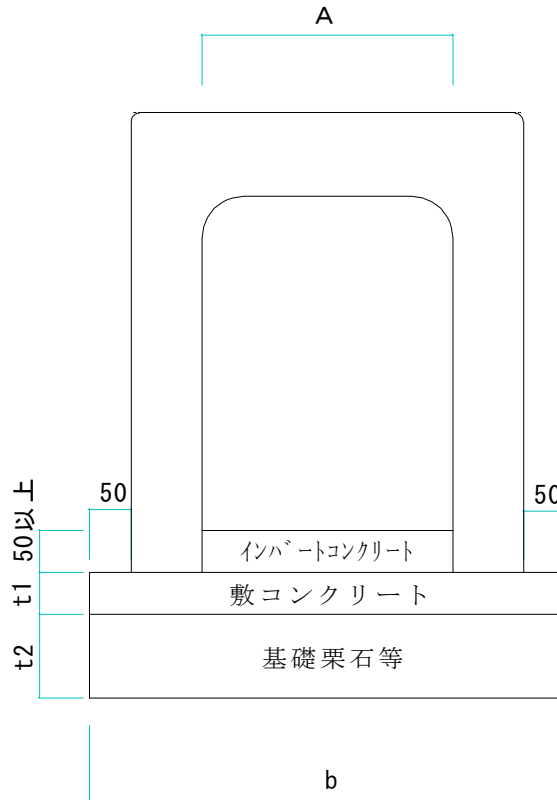


**舗装復旧**



自由勾配側溝 標準構造図

■標準構造図 (参考図)



※敷コンクリートは民地側に越境しないように設置すること

(単位：mm)

内巾 A	t1	t2	b
300	50	100	570
400	50	100	660
500	100	100	770
600	100	100	880
700	100	150	1、100
800	100	150	1、210
900	150	150	1、320
1、000	150	150	1、420

※ 現場打溝蓋図削除

### 3-2 側溝の蓋掛けに関する基準

市が管理する道路の側溝に蓋を設置する場合は、新設側溝の溝蓋設置に関する基準を準用して指導するものとする。ただし、上記によらない場合は、側溝の構造に応じて協議することとする。

なお、設置された溝蓋は無償、無条件で浜松市に帰属するものとする。

## 4 舗装工事に関する基準

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。）第 24 条により市が管理する道路を舗装新設する場合及び舗装復旧工事等を行う場合は、「浜松市道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準」及び「浜松市国道及び県道の道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準」の占用工事舗装復旧標準構造図によるものとする。なお、舗装新設工事施行区間は、原則として、舗装された交差点から直近の交差点以上の各交差点までの区間とする。また、舗装新設工事（サイド舗装含む）は以下の各号によるものとする。

- イ 生活道路及び大型車両の交通量が少ない道路の舗装構成は N4（舗装計画交通量区分）を基準とする。
- ロ 路床状況に応じて路床入れ換えを、路床材にて 30cm 程度を行うものとする。
- ハ 大型車両の交通量が多い場合の舗装構成は CBR を調査の上決定するものとする。

## 5 歩道乗入工事に関する基準

市が管理する道路の歩道を車両出入り口として乗入れる場合は、下記の基準によるものとするが、民地通路幅及び駐車スペース以下とする。

また、歩道がない道路の車両出入り口についても箇所、幅等は準用して指導するものとする。

### (1) 乗入幅について

- イ 乗入幅は乗入規格表（表-1）を標準とする。ただし、乗用車のみが出入りする住宅の乗入施設にあつては、乗入幅を必要最小限とする。
- ロ 乗入幅が 6m を超える場合は、6m を超える理由書を提出すると共に、利用する車種を明記し、駐車場内の利用図面、転回図及び軌跡図を作成し提出すること。

- (2) 乗入口の構造は、歩道改築標準図（標準図－１）及び舗装厚表（表－２）によること。
- (3) 同一収容施設における乗入口の箇所数は表－３を標準とし、乗入口相互の間隔は、５ｍ以上とする。ただし、間口が１５ｍ以上３０ｍ未満の給油所、駐車場、大型車両もしくは貨物車両の出入りが多い工場、その他これらに準ずる施設においては、乗入口相互の間隔を５ｍ以上とした上で、乗入幅が８ｍ以内の場合に限り、乗り入口を２箇所とすることができる。なお、駐車場施行令に規定する駐車場は令７条に規定するものとする。
- (4) 乗入口は車道と直角に設けるものとする。ただし乗入口が２箇所以上で入口専用、出口専用とする場合には、斜め乗入れ（４５度以上）することができる。  
（標準図－２）  
なお、この場合民地に柵又は縁石で、乗入口以外からの出入りができない措置をとるものとする。
- (5) 乗入口の設置箇所は、原則として、次に掲げるイからリまでの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等に所有者等の自家用車が出入るもので、交通安全上特に支障がないと認められる場合で他に乗入れができない場合は、ロ、ハ、ホについて、また、所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合には、イ及びニについて、それぞれ適用しないことができるものとする。
- イ 横断歩道及び前後５ｍ以内の部分。
- ロ バス停留所の前後１０ｍ以内の部分。
- ハ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から５ｍ以内の部分。
- ニ 交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から５ｍ以内の部分。ただし、Ｔ字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ホ バス停車帯の部分。
- ヘ 橋の部分。
- ト 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く。
- チ 交通信号機、道路照明灯の移転が必要な箇所。但し公安委員会及び道路管理者が移転を認め、申請者が移設をする場合を除く。
- リ 都田テクノ等で分譲条件において切り下げを認めない道路部分。
- (6) 民地側に車庫、その他自動車を保管する場所があり、碎石等が路上に飛散しない処理がとられる箇所であること。
- (7) 乗入口の側溝蓋は、道路管理者が指定する溝蓋を設置するものとする。

表－１ 乗入規格

車	種	切り下げ幅	舗装厚
---	---	-------	-----

	標準図-1	標準図-2	タイプ
乗用車・小型貨物自動車用	6.0m以内	—	N4
普通貨物自動車用(6.5t積以下)	8.0m以内	7.0m以内	N5
大型・中型貨物自動車用(6.5t積を超えるもの)	12.0m以内	8.0m以内	協議

(注) トレーラー又は特殊な車両が出入する箇所は別途考慮することができる。

表-2 舗装構成

タイプ	舗装構成	As舗装	コンクリート舗装	インターロッキング	タイル化粧舗装
N4	表層工	密粒アスコン 5cm	コンクリート 15cm	ブロック厚 8cm (空練モルタル 2cm)	タイル 3cm (空練モルタル 2cm)
	上層路盤工	クラッシャーラン 25cm	クラッシャーラン 10cm	粒調碎石 10cm	コンクリート 10cm
	下層路盤工			クラッシャーラン 10cm	クラッシャーラン 15cm
N5	表層工	密粒アスコン 5cm	コンクリート 20cm	ブロック厚 8cm (空練モルタル 2cm)	タイル 3cm (空練モルタル 2cm)
	基層工	粗粒アスコン 5cm		瀝青安定 10cm	コンクリート 20cm
	上層路盤工	クラッシャーラン 25cm	クラッシャーラン 20cm	クラッシャーラン 10cm	クラッシャーラン 20cm

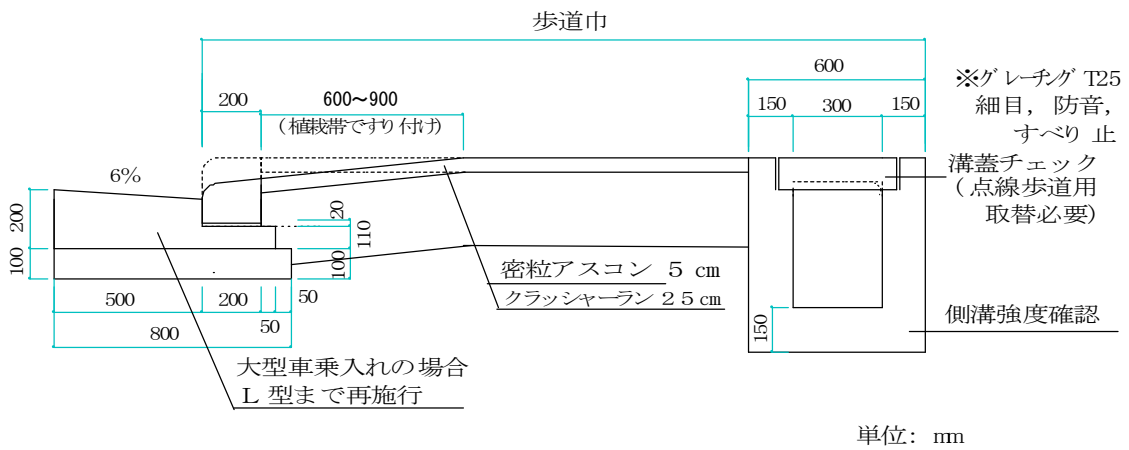
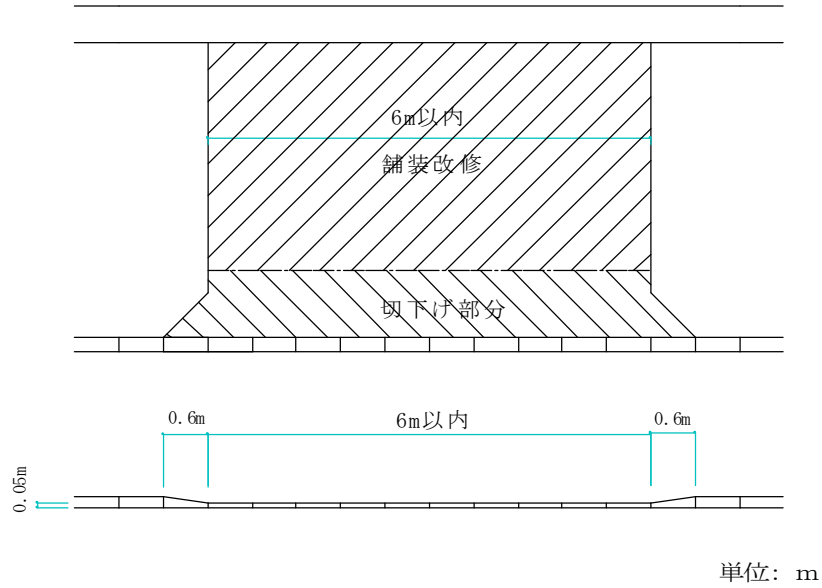
(注)

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用する。ただし、大型・中型貨物自動車等の出入する箇所は別途協議すること。
- (2) コンクリート舗装の場合の生コンクリートの強度は(設計基準強度)  $\sigma_{28} = 21\text{N/mm}^2$ 以上とする。
- (3) 乗用車のみが出入する個人住宅の乗り入れの場合は、既設乗入れ舗装構成とすることができるものとする。
- (4) 美化舗装構成については参考とし、現況舗装構成とすることができるものとする。
- (5) 透水性舗装が施行されている箇所に車両乗入口を設置する場合は、耐久性を考慮して、原則透水性舗装とはしないこととする。

表-3

間口延長	出入口箇所数
30m未満	1箇所
30m～50m未満	2箇所以内
50m～100m未満	3箇所以内
100m以上	4箇所以内

標準図－1

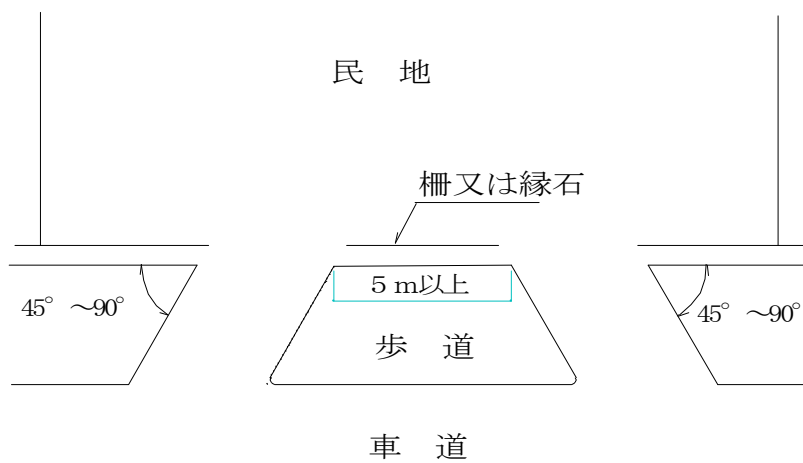


植栽帯が無い場合のすり付け

段差 20 cm の場合 90 cm、段差 15 cm の場合 60 cm を標準とする。

縦方向の場合のすり付けは 8% 以下とする。植栽帯が無い場合は特に注意。

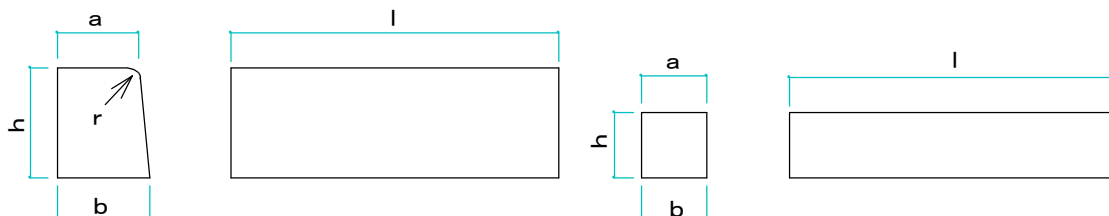
標準図-2



## コンクリート境界ブロック (JIS A5307)

歩車道境界ブロック

地先境界ブロック

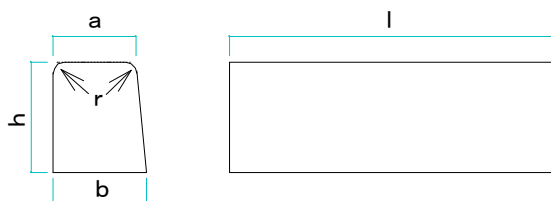


寸法、および重量

呼 び 名	寸 法 (mm)					重 量 (kg)	
	a	b	h	r	l		
歩車道境界ブロック	A	150	170	200	20	600	45
	B	180	205	250	30	600	68
	C	180	210	300	30	600	82
地先境界ブロック	A	120	120	120	—	600	20
	B	150	150	120	—	600	25
	C	150	150	150	—	600	32

歩車道境界ブロック (両面取) 7型

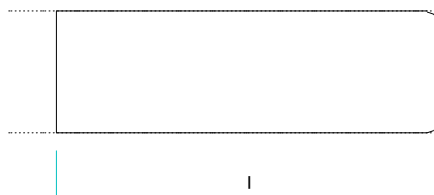
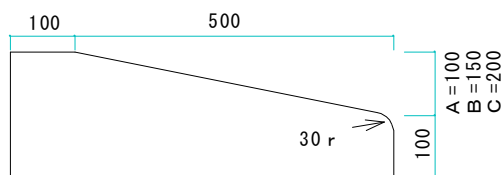
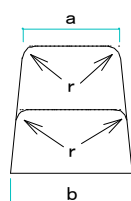
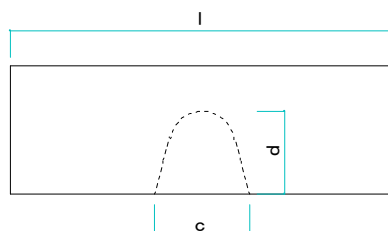
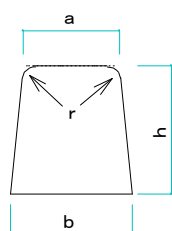
歩車道境界ブロック



寸法、および重量

呼 び 名	寸 法 (mm)					重 量 (kg)	
	a	b	h	r	l		
歩車道境界ブロック	A-7	150	170	200	20	600	45
	B-7	180	205	250	30	600	68
	C-7	180	210	300	30	600	82

歩車道境界ブロック（両面R） 8型

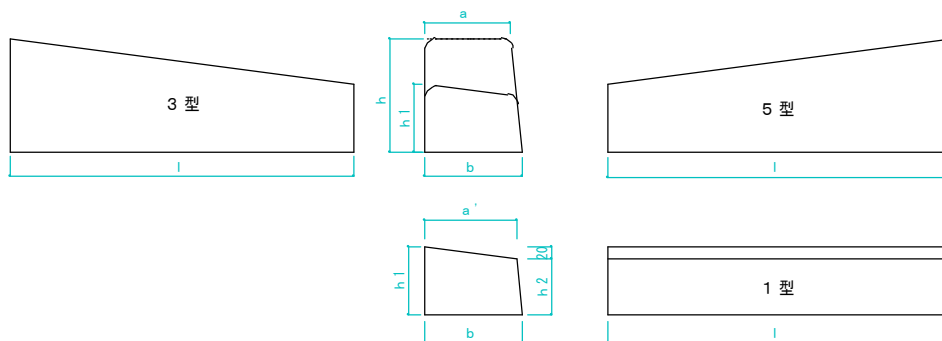


歩車道境界ブロック	寸法 (mm)						
	a	b	h	l	c	d	r
A 種	150	190	200	600	150	130	20
B 種	180	230	250	600	150	175	30
C 種	180	240	300	600	150	175	30

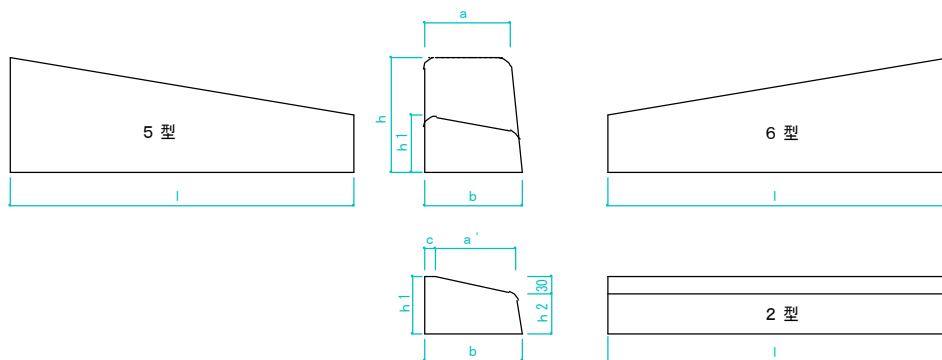
注意：c、dの寸法は水抜きの場合

## 歩車道境界乗り入れ用ブロック

### ア 一般乗入れ用ブロック



### イ 車椅子乗り入れ用ブロック



呼 び 名		寸 法 (mm)								
		a	b	h	r	a'	h1	h2	c	l
歩車道境界ブロック 一般乗入れ用 1型 3型 4型	A	150	170	200	20	160	120	100	—	600
	B	180	205	250	30	195	120	100		600
	C	180	210	300	30	200	120	100		600
歩車道境界ブロック 車椅子乗り入れ用 2型 5型 6型	A	150	170	200	20	143	100	70	20	600
	B	180	205	250	30	143	100	70	55	600
	C	180	210	300	30	143	100	70	60	600

## 6 乗入橋梁に関する基準

水路に橋を架けて道路より民地に乗入れるもので、市が管理する道路の道路工事が必要な場合には下記の基準によるものとする。

- (1) 乗入れ幅および箇所数は水路管理者との協議を基に、歩道乗入工事に関する基準を準用するものとする。
- (2) 橋台については道路に支障のない範囲で道路区域に設置することができるものとする。
- (3) 路面高と橋の高さに差異が生ずる場合でも、原則として道路上ですり付け処理をしないこと。なお、ガードレール等の施設があり水路とガードレールの間で処理できる場合は、この限りでない。
- (4) 橋の地覆が道路側の水路壁を含め、道路上に飛び出していないこと。
- (5) 舗装道路を施工する場合は、舗装工事に関する基準により舗装復旧すること。
- (6) 申請箇所ガードレール等がある場合には、安全に支障がない様に取り合うこと。
- (7) 当該水路管理者の許可を得たもののみ認めるものとする。

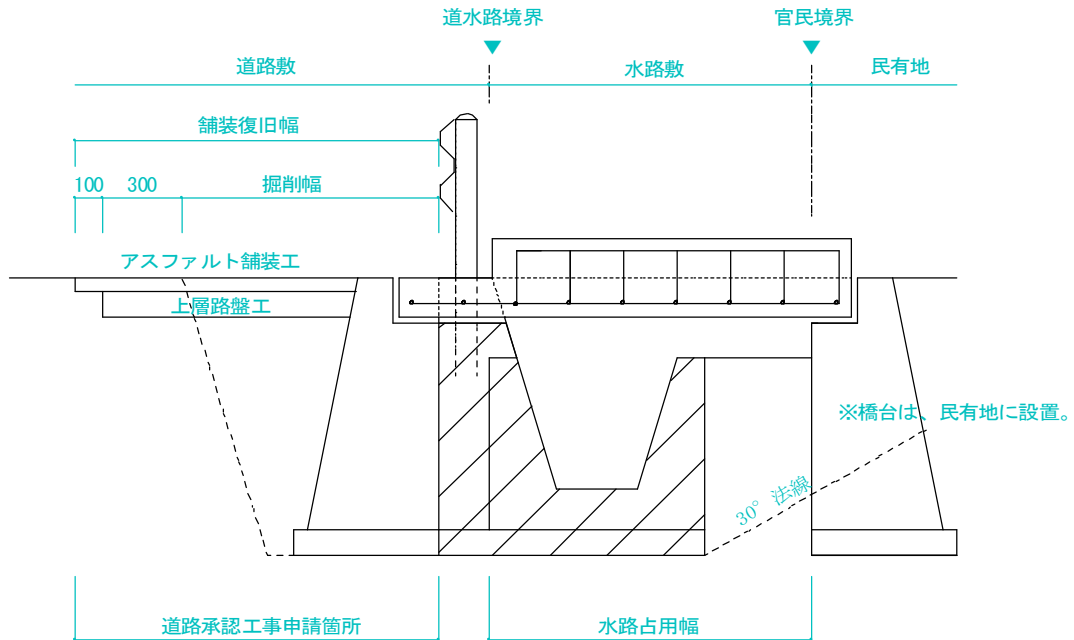
## 7 ガードレール撤去に関する基準

市が管理する道路に設置されているガードレール等を、乗入れ等の為に撤去する場合には下記の基準によるものとする。

- (1) 乗入れ等のため、やむを得ずガードレール、ガードパイプを撤去する場合は、交通安全上支障のない位置とし、撤去延長等は歩道乗入れ工事に関する基準に準拠する。
- (2) 撤去部端部は袖レール・キャップを設置すること。
- (3) 撤去した跡は支障のない方法で穴埋め処理すること。
- (4) 撤去した部材処理方法は、その都度指示するものとする。

例1 一般的な通行路の設置

断面図



平面図

